

私道の町への寄附(町道編入)の手続きについて

(1)「私道路用地寄附事前協議書」の提出

都市建設課に提出してください。
関係各課と現地調査などを行った上で、審査会の意見をとりまとめ、寄附の受入れの可否について回答いたします。

審査回答

寄附の受入れの対象となった私道路用地となった場合、道路施設の改修や境界測量、登記などの町への受入れ要件が満たされた後、私道の町への寄附の手続きを行います。

約
2
〜
3
か
月

(2) 申出者(私道所有者)作業(道路施設などの改修や境界測量、登記などの条件処理)

【条件に対する回答等】

町への受入れ条件に対する履行及び、道路法第24条申請を行ってください(申請については、必要な場合のみ)。

【道路施設などの改修】

舗装・側溝などの道路施設について、今後の維持管理に支障をきたす可能性のある場合は、事前改修が必要となります。

【境界測量、登記】

- ①私道と宅地との境界が不明確な場合、筆界確認書の締結が必要となります。
- ②分筆、地積更正などの登記が必要な場合は、法務局との協議及び登記に必要な測量作業などは、申請者の負担で行っていただきます。

【占用物関係】

私道に維持管理上、支障となる個人占用物などが存在する場合、その撤去が必要となります。

【その他】

その他の条件がある場合は、その処理も必要となります。

申
請
者
作
業

(3)「私道路用地寄附申込書」及び必要書類の提出

現地検査の後、都市建設課に提出してください。
提出書類の確認後、所有権移転登記を町が囑託登記で行います。

(4) 所有権移転登記完了

約
2
〜
3
か
月

■法務局と協議の結果、必要な登記手続きができない場合は、私道の町への寄付もできませんのでご了承ください。

■「20年未満使用されている道路」と「20年以上使用されている道路」では、私道の受入れ要件に相違ありますので、詳細は都市建設課まで問合せください。

【問合せ先】 城里町役場 都市建設課 道路・河川G ☎ 029-288-3111